

第 5 5 号議案

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成 1 4 年足立区条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(適用区域)

第 2 条 この条例の規定は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）
第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都
計画地区計画六町地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域
のうち、同法第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する地区整備計画が定められ
た区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。

第 3 条中「地区計画の区域に係る地区整備計画」を「地区整備計画の
区域」に改める。

第 4 条第 5 項中「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に改め、同
条第 6 項を削り、同条第 7 項中「及びマンションの建替え等の円滑化に
関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 0 5 条第 1 項」を削り、
「建築物」の次に「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成
2 0 年法律第 8 7 号）第 1 8 条第 1 項の規定により特定行政庁が許可し
た建築物（地区の区分のうち駅周辺地区及び商業業務地区の区域内の建
築物に限る。）」を加え、同項を同条第 6 項とする。

第 6 条第 3 項第 1 号中「（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。